

菊川市地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、菊川市（以下「市」という。）が発注する建設工事を請け負う建設業者（以下「受注者」という。）が公共工事に係る工事請負代金債権（以下「工事請負代金債権」という。）の譲渡を活用した融資制度（以下「本制度」という。）を利用する場合における、菊川市建設工事請負契約約款（以下「工事約款」という。）第5条第1項ただし書に基づく工事請負代金債権譲渡の承諾等に関する事務の取扱いについて必要な事項を定める。

(債権譲渡の対象工事)

第2条 債権譲渡の対象となる工事は、市が発注する建設工事のうち、次の工事を除く工事とする。

- (1) 附帯工事、受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事
- (2) 債務負担行為及び歳出予算の繰越等により工期が複数年度にわたる工事（最終年度であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事及び債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ、工期の残りが1年未満の工事を除く。）
- (3) 市が役務的保証を必要とする工事
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（第167条の13で準用する場合を含む。）に基づく低入札価格調査の対象となった者と契約した工事
- (5) 市長が債権譲渡の承諾を不相当と認めた工事

(譲渡債権の範囲)

第3条 譲渡される工事請負代金債権の額は、当該請負工事が完成した場合においては、工事約款第31条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から既に支払いをした前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、当該工事請負契約が解除された場合においては、当該工事約款第47条第1項の出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から既に支払いをした前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

- 2 当該工事請負契約の契約変更により工事請負代金債権の額に増減が生じた場合には、前項の工事請負代金債権の額は、変更後の工事請負代金債権の額とする。

(債権を譲渡することができる者)

第4条 債権を譲渡することができる者（以下「債権譲渡人」という。）は、原則として、資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の受注者とする。

- 2 受注者が建設工事共同企業体の場合においては、債権譲渡人は、全ての構成員が要件を満たす者とする。

(債権を譲り受けることができる者)

第5条 債権を譲り受けることができる者（以下「債権譲受人」という。）は、事業協同組合等(事業協同組合(事業協同組合連合会等を含む。))又は特例民法法人である建設業者団

体をいう。以下同じ。)又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金(以下「振興基金」という。)が被保証者として適当と認める民間事業者であって、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者とする。

(債権譲渡を承諾する時点)

第6条 債権譲渡の承諾は、当該工事の出来形が2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

2 前項の出来形の確認は工事履行報告書(様式第1号)により行うものとする。

(債権譲渡の承諾の申請書類)

第7条 債権譲渡の承諾申請に際しては、債権譲渡人と債権譲受人が共同して次の申請書類を提出するものとする。

なお、書類の提出は市に持参するものとし、郵送による提出は認めない。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書(様式第2号) 1通
- (2) 債権譲渡契約証書の写し 1通
- (3) 工事履行報告書(様式第1号) 1通
- (4) 保証委託契約約款等において工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書 1通
- (5) 発行日から3か月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書 各1通

(債権譲渡の承諾基準)

第8条 市は、次の全てが確認された場合に、債権譲渡について承諾するものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書(様式第2号)が提出されていること。
 - ア 様式第2号を使用し、定められた必要事項の全てが記載されていること。
 - イ 債権譲渡人の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び実印が、工事請負契約書及び印鑑証明書と一致していること。
 - ウ 債権譲受人の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び実印が、印鑑証明書及び振興基金が発行する債務保証承諾書の写しに記載されている被保証者名と一致していること。
 - エ 契約締結日、工事名、工事箇所及び工期に誤りがなく、かつ、第2条に定める対象工事であること。
 - オ 工事請負代金額、支払済の前払金額、中間前払金額及び部分払金額に誤りがなく、債権譲渡額が、工事請負契約に基づき債権譲渡人が請求できる工事請負代金債権と一致していること。
- (2) 締結済の債権譲渡契約証書の写しが提出されていること。

債権譲渡人及び債権譲受人の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び実印が債権譲渡承諾依頼書(様式第2号)のものと一致していること。
- (3) 工事履行報告書(様式第1号)が提出されていること。
 - ア 実施工程の進捗率が、2分の1以上であることを確認すること。
 - イ 債権譲渡人の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び実印が、債権譲渡承諾依頼書(様式第2号)のものと一致していること。

(4) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するものが提出されていること。

ア 承諾書の写しは、申請内容と相違がなく、適正な相手方が発行したものであることが確認できること。

イ 市に提出済の保険又は保証証券等及び約款等と前項の相手方及び承諾書の記載内容が一致していること。

(5) 印鑑証明書が提出されていること。

発行日から3か月以内のものであり、原本が提出されていること。

(6) 当該請負契約が解除されていないこと又は工事約款第44条第1項各号に該当するおそれがないこと。

(債権譲渡の承諾手続)

第9条 市は、第7条に基づく適正な債権譲渡承諾依頼書等の提出を受けた後、第8条の事項を確認したうえで、速やかに債権譲渡の承諾のための手続を行うこと。

市は、債権譲渡を承諾した場合、承諾書の確定日付印欄に確定日付を、承諾番号欄に年度ごとに始まる一連番号を記載した後、債権譲渡承諾書（様式第3号）を債権譲渡人及び債権譲受人にそれぞれ1通を交付するものとする。

2 前項の交付は、債権譲渡承諾依頼書等の提出を受けた後、14日以内（菊川市の休日を定める条例（平成17年菊川市条例第2号）第2条に定める取扱いとする。）に遅滞なく行うものとする。

3 市は、債権譲渡整理簿（様式第4号）により債権譲渡の申請及び承諾状況を管理するものとする。

(債権譲渡の不承諾)

第10条 市は、第7条に定める適正な債権譲渡承諾依頼書等の提出がない場合又は第8条に基づく必要な確認ができない場合には、債権譲渡の承諾を行わない。

2 前項の場合には、市は、速やかに、債権譲渡人及び債権譲受人に承諾しない理由を付した債権譲渡不承諾通知書（様式第5号）を交付するものとする。

(出来形の確認)

第11条 債権譲渡契約の締結や融資審査手続等において出来形確認が必要な場合は、債権譲受人が当該出来形確認を行うものとする。

(融資実行の報告書の要求)

第12条 債権譲渡人及び債権譲受人は、債権譲渡の承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づく融資が実行された場合には、速やかに市に、融資実行報告書（様式第6号）を提出するものとする。

(請負代金等の請求)

第13条 債権譲受人は、請負契約に定められた検査等の所定の手続を経て、部分払金及び請負代金（以下「請負代金等」という。）の額が確定した場合に限り、譲り受けた工事請負代金債権の範囲内で、支払を請求することができるものとする。

2 債権譲受人は、前項に規定する請求を行うときは、工事請負代金請求書（様式第7号）を市に提出するものとする。

3 債権譲渡人は、債権譲渡の承諾が行われた後は、当該工事に係る請負代金等の請求をすることができないものとする。

(補則)

第14条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて市長が定めるものとする。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行し、平成33年3月31日限り、その効力を失う。